

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (2 5 . 4 定)			
日 時	平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 3 時 5 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、山田副委員長、成田・小貫・川畑・松田・鈴木・ 酒井・山口各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 産業港湾部・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、鈴木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が松田委員に、安齋委員が成田委員に、上野委員が鈴木委員に、林下委員が山口委員に、新谷委員が川畑委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○松田委員

◎赤ちゃんのほっとステーションについて

最初に、赤ちゃんのほっとステーションについてお聞きいたします。

赤ちゃんのほっとステーションですが、市のホームページに載せていただいたり、また新聞でも報道され、少しずつですが認知度が上がり、大変うれしく思います。また、先日は済生会小樽病院が赤ちゃんのほっとステーションに登録され、現在、市内で3か所になりました。前回の委員会のときに申請の受付をしているということを知っておりましたので、現在その後、申請や登録は進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

さきの定例会等でも答弁をさせていただいた赤ちゃんの駅の関係でございますが、前回答弁させていただいたときに、7月から2か所に継続して働きかけておりますということで申し上げました。その後、状況等を聞いているのですが、現時点ではまだ登録には至っていない状況でございます。追加になったのは、委員がおっしゃいました済生会小樽病院の1か所でございます。

○松田委員

また、念願の市本庁舎の授乳とおむつ替えのスペースが設置され、3年前にこの要望を寄せていただいた方からも喜びの電話をいただきました。とにかく多くの人に利用していただければと思っています。

ところで、このスペースにつきましては、北海道赤ちゃんのほっとステーションに登録申請をされたのかどうか、その点についてお聞きします。

○（総務）総務課長

このたび設置させていただきました授乳室とおむつ交換場所ですが、ほっとステーションの登録の申請にはまだ至っておりません。いろいろ要件があると思いますので、現状では二つに分かれていることや授乳室には水場がないことがありますので、そのようなことでも要件を満たせるのかどうか、その辺を判断させていただいた上で申請を考えたいと思います。

○松田委員

よろしく申し上げます。

また、来年開院予定の新市立病院には、赤ちゃんのほっとステーションに該当するおむつ替えと授乳スペースは確保されているのでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○（経営管理）管理課長

新市立病院におきましては、御指摘のありました設備については完備する予定でございます。

○松田委員

安心しました。開院後は、ぜひ赤ちゃんのほっとステーションに登録申請していただけるようにお願いします。

市本庁舎の例もありますけれども、後づけというのはスペースの確保や費用的にも大変なので、今後、子供連れの方が利用する公共施設を建設するときには、授乳スペースとおむつ替えスペースを念頭に置いて設計していただければお願いしたいと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

公共施設等の関係での設置の御質問というふうに理解をさせていただきました。

担当課としては、赤ちゃんの駅につきましては、市内のいろいろな場所にありますが、子育てされている方々の利便性が高まるというふうには認識しております。

また、公共施設になりますと、具体的にはいろいろな施設があり、目的、機能等も異なると思っております。そのような中で、今後また、そうした公共施設の設置等の機会があれば、こうした制度があることについて周知を図ってまいりたい、そのように今考えているところでございます。

○松田委員

ともあれ、赤ちゃんのほっとステーションは、親子などが安心して出かけていただく子育て支援の一環です。観光都市を宣言する小樽市として、家族連れで気軽に小樽に来ていただくためにも、拡大をよろしく願います。

◎障害者への虐待防止について

次に、障害者への虐待防止についてお聞きいたします。

平成23年6月に障害者虐待防止法が成立し、昨年10月1日に施行されました。これにより、障害のある方に対する虐待を発見した場合は、市町村や都道府県に通報する義務や、国や地方自治体は障害者虐待防止、養護者への支援を負うことになったと聞いております。

そこでまず、障害者虐待の種類と虐待とはどのような行為をいうのか、例を挙げてお示しいただければと思います。

○（福祉）障害福祉課長

まず、障害者虐待とはということでございますけれども、それにつきましては、養護者による虐待、障害者施設の職員等による虐待、使用者による虐待の3種類がございまして、その虐待の累計といたしましては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任、経済的虐待の五つの累計になっております。

○松田委員

小樽市における障害者虐待対応窓口というのは、どこの窓口になりますでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

昨年10月に当時の地域福祉課、今の障害福祉課に小樽市障害者虐待防止センターが設置されました。

○松田委員

小樽市には、これ以外に窓口はないのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

それ以外の窓口といたしましては、小樽市内に6か所の相談支援事業所がございまして、小樽市障害福祉課に限らず、そのような相談支援事業所へも御相談を寄せていただいて、小樽市と連携して、そういう虐待の防止のために情報交換はしているところでございます。

○松田委員

この防止法が施行された平成24年10月1日から本年3月31日までの虐待対応状況の調査結果が厚生労働省より先日発表されましたが、これでは北海道全体の状況はわかりませんので、小樽市の状況をお知らせいただきたいと

思います。

○(福祉) 障害福祉課長

昨年10月から本年3月31日までの小樽市の状況でございますけれども、養護者からの虐待が3件、いずれも身体的な虐待でございました。また、使用者からの虐待が1件、それも身体的虐待でございます。また、近隣の住民から罵声を浴びせられた、いわゆる心理的な虐待という部分で1件御相談が寄せられております。

○松田委員

この調査対象後となる本年4月1日以降、直近までの間で、小樽に寄せられた相談、通報等の件数をお知らせいただきたいと思います。

○(福祉) 障害福祉課長

今後、通報という形で答弁させていただきますが、本年4月以降の通報といたしましては、養護者虐待ということで1件、身体的虐待ということで通報が寄せられました。

○松田委員

この障害者虐待防止法が制定された以前と以後では、そういう相談や通報などの届出に差はありますでしょうか。この防止法が制定されたことによる効果はありましたか。

○(福祉) 障害福祉課長

これまでも市内の相談支援事業所にはいろいろな御相談が寄せられておりましたが、その中で特筆すべき障害者への虐待のおそれがあるような相談が何件あったかについて、今までは押さえておりませんけれども、昨年10月にこういう防止法が施行されまして、通報しなければいけないということになったことで今回6件、こういう形で市に寄せられた、今まで眠っていたような相談が寄せられていたのではないかと、そのように考えているところでございます。

○松田委員

先ほどの内容でいくと、身体的な虐待が多かったように思いますが、通報された後の処置というか、対応というのはどのようにされていますか。

○(福祉) 障害福祉課長

虐待のおそれがあるような通報が寄せられましたら、まず判定チームを設置いたしまして、その対応を協議して、その緊急度を判定する形になります。

判定チームというのは、障害福祉課の職員のみならず、小樽市でお願いしている機関、相談支援センターの職員や後志圏域の地域づくりコーディネーター、そういう方々が一緒になって、傷害のおそれのある方々の通報に関して、緊急の度合い等について判定させていただく、そういう形になっております。

○松田委員

北海道の調査結果を見ますと、虐待などの相談や通報を受けても、それが虐待であると判断されたのは大体3分の1になっています。虐待か否かの判断というのは、今言ったように判定チームが行って判断するのでしょうか。

○(福祉) 障害福祉課長

判定チームといいますのは小樽市の例でございますが、小樽市においては、その判定チームにおける判定で、非常に緊急度の高い場合には、緊急一時保護の施設を利用するという流れになります。その中で、松田委員のおっしゃるように3分の1というお話ですけれども、それが全部虐待なのか、おそれがあるものなのか、又は単にけんかとか、そういうものによるものかというのは、それぞれの通報を受けた自治体や都道府県でいろいろな要綱等に基づいて判断していく、そのように考えております。

○松田委員

この防止法が制定される前に、北海道知的障がい者福祉協会が実施した権利意識調査によれば、入所者と職員の

認識にずれがありました。入所者に「あなたは今まで職員からたたかれたことはありますか」という質問に「はい」と答えたのが18パーセント、それに対し、職員や施設職員に「勤務してから利用者をたたいたことはありますか」という問いに「はい」と答えたのが42パーセントおりました。同じ施設での利用者と職員の調査でなかったので一致は難しいものと思いましたが、たたいたことと、たたかれたことの認識に差があるように思いました。

通報と虐待と判断された差というのは、たたかれた、たたかれない、これが一つの例ですけれども、このような認識の差ということになりますか。

○(福祉) 障害福祉課長

施設を利用されている障害者は、例えば自分がたたかれても、それを施設の職員にうまく説明できない、そういう障害者の方々もたくさんいらっしゃると思います。そういう意味では、今回の虐待防止法の施行によりまして、自分の意思をうまく伝えられない障害者の方々への支援も、施設でより強化していかなければならない、そのように考えております。

○松田委員

最近、道内の障害者入所施設で利用者への虐待が相次いで明らかになりました。これは、虐待防止法の制定により公表が義務づけられたことによるものと考えますでしょうか、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) 障害福祉課長

虐待防止法第16条で、施設の職員等が虐待のおそれがある者を発見したときは、市町村に通報しなければいけない、また市町村は、第17条で都道府県に報告しなければいけないという流れになりますので、その中で、その情報を共有しながら、障害者の方々にとって必要な措置を講じていく。そういう流れは必要なものと考えております。

○松田委員

先ほど虐待の種類について説明していただきましたけれども、虐待の中で、なぜ施設内の虐待が問題になるかといえば、それは家族の構成員による虐待と異なり、職業として人間に働きかけるサービスの中で生じていることです。当然ながらやはり厳しく糾弾される必要があると私は思っております。この点について、どのように思われますか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) 障害福祉課長

先ほども申しましたが、障害者の方々の声なき声を拾って、それが施設利用者の幸せに結びつかなければいけない、それが福祉だと思いますので、そういう意味で施設に対しては、やはりこういうものが今後起きないように、私たち小樽市といたしましても、都道府県と連携しながら再発防止、その再発防止にどのようなものがあるのかも含めて、この法律自体が施行されてまだ1年少々でございますので、そういう国の動きを見ながら、市としても道と連携しながら再発防止に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○松田委員

北海道では、今回、施設入所者の虐待が相次いで報告されていることから、施設に対し自己点検表を発送し、実態調査に乗り出したと聞いております。小樽市も障害者の入所施設が何か所かあり、北海道からの調査票が届いていると思いますので、集計がまとまった段階で調査結果についてはしっかり公表していただきたいと思います。また先ほど言いましたとおり、施設のその点検については道が行っているということですが、道と小樽市との情報が共有できる努力をしていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○(福祉) 障害福祉課長

今後、いろいろな形で北海道からも調査結果が市町村にくると思いますので、委員のお話のとおり、それについては情報を共有して再発防止に努める、そういう形で今後進めてまいりたいと考えております。

○松田委員

よろしく願います。

◎いじめ問題について

次に、いじめ問題についてお聞きします。

10日に発表された文部科学省の問題行動調査では、道内の小・中学校や高校、特別支援学校で2012年度に把握したいじめの件数が前年度比1.5倍の4,900件余りに急増したことがわかりました。

そこでまず、小樽市の状況についてどうだったのか、いじめの内容も含めて前年度と比較してお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

本市における平成24年度のいじめの認知件数についてでございますが、小学校が24件、中学校が66件、合計で90件でございます。

23年度と比較しますと、小学校では6件減少しており、中学校では16件増加しています。合計では10件の増加になっております。

また、内容についてですが、小学校では主ないじめの様態としては、冷やかし、からかい、仲間外れ、軽い暴力、それらが多くなっております。中学校においても同様で、冷やかし、からかいや軽い暴力、仲間外れというケースが多いということになっております。

○松田委員

小樽市はプラス10件ということですが、道教委では急増した原因については、アンケートを前年度の2回から3回に増やしたことや、社会的関心が高まったことによって、軽微なものも含め掘り起こされたのではないかという例を挙げられていましたけれども、これ以外に急増した原因、これは小樽市だけではなくて、いじめの件数が急増した要因をどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室主幹

急増した理由については、報道にもありましたが、やはり各学校がきめ細やかな調査を行うようになったことによって、いじめの件数が増えてきたということがあるのではないのかと思っております。もう一件としては、一般市民も含めて、いじめに対する関心の高まりが見られるようになったのではないのかと思っております。

○松田委員

アンケートはいつどのような形で行われたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室主幹

アンケートについてでございますけれども、本市におけるアンケートは主にア、イ、ウなどを選ぶような選択式のを基本として、名前を書く、書かないについては学校の判断に任されております。平成24年度は文部科学省の緊急調査もありましたので、年に3回実施しております。

○松田委員

先ほどの問題行動調査結果によりますと、全国で一番いじめの認知件数が多かったのが鹿児島県で、それは無記名でアンケートを行い、書式も工夫をして、いじめ被害者が教室内で目立たないように改善したと聞いております。

いじめ問題の解決に非常に力を入れている兵庫県明石市に市議団として視察に行ったときにも、やはりアンケートを記入させる記入式だと書くことによっていじめられていることがわかるので、マル・バツ方式にして周囲に気づかれないように工夫しているということを聞いてまいりました。そういったことも必要なのかなというふうに思います。

ただ、アンケートの様式が、先ほど言ったように記名と無記名で分かれているなど、全国的に統一されていないことについてどのような認識をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室主幹

本市におけるアンケートは、道教委から示されているひな形がありまして、その項目を最低限実施する形で行っております。学校によっては、さらに内容を付加して、さらに細かな子供たちの実態を知るための取組も行われて

おります。

記名につきましては、やはり子供たちのいじめの実態を子供たちからどのように聞き出すか、それから教育相談に結びつけていくのですが、それをどのように充実させるかというところで、各学校の判断に委ねているという状況でございます。

○松田委員

どちらにしても、先ほど問題行動調査票が統一されていないということで、その学校によって認知件数に差があるということなので、それでいじめが多いとか少ないという比較をするのはどうかと思いますので、今後、検討していただきたいと思います。

同じくこの問題行動調査結果表によりますと、いじめが解消されたという状況を見ると、解消率が一番高かったのが鹿児島県でした。いじめの定義にもよると思いますが、いじめを多く見つけて解決しようとした結果であるという意見があったということです。

北海道の状況を見ると、いじめの解消率は95パーセントとなっており、その中には他校へ転校したり、退学を余儀なくされたりというケースが51件あったと聞いております。

小樽市ではどのような結果になっているか、お聞かせ願いたと思います。

○（教育）指導室主幹

平成24年度におきまして、中学校で1件転校という事例がございました。

○松田委員

今は、いじめの中にパソコンや携帯電話などインターネット上での中傷も増加しており、その中には小学生のパソコンや携帯電話によるいじめが2割を超えているという全国の結果がありました。インターネットのいじめはなかなか把握が困難ということで、本当はまだいるのかもしれないということです。

このようなことを言うと年齢がわかってしまいますが、インターネットや携帯電話がなかった時代に育った者として、本当に考えられないことですが、インターネットでのいじめは、体のみならず心までも深く傷つけてしまうケースが多くて、先ほどの転校した方がどのような内容でのいじめかはちょっとわかりませんが、先ほど言ったように深く心を傷つけてしまい、また先般、我が党の秋元委員が一般質問で触れた不登校の原因にもつながり、その児童の社会性を奪ってしまうことにもなりかねません。特にインターネットのいじめについて、どのような防止策を考えているのかお聞かせ願いたと思います。

○（教育）指導室主幹

インターネット上のいじめについては、本市においても依然として見受けられる状況でございますので、やはり委員のおっしゃるような大きな問題であるというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、携10運動をはじめとする、やはり家庭でのルールづくりの徹底ということと、学校では情報モラル教育を充実させて、そういうことが起きないように未然防止に努める必要があるというふうに感じているところでございます。

○（教育）指導室長

ただいまの主幹の答弁を補足しますが、本年の教育行政執行方針でも話しましたが、各小・中学校に情報モラル対策委員ということで専任のというか、それぞれ担当していただく教員を指名しました。全学校がただいまネットパトロールを行っているということで、定期的に行っている学校、また不定期ですけども気になる場合、休みの前や長期休業の前に定期的にパトロールするという学校など、全てで取り組んでいるところでございます。

○松田委員

いじめ防止条例を制定し始めた自治体もあり、北海道でも（仮称）いじめ防止に関する条例の制定に向けて動き出しているようですが、何といても大事なのは人と人とのつながりです。どうかいじめが一日でも早くなくなる

よう御努力していただきたいと思いますが、最後にいじめ解消に向けて小樽市教育委員会としての今後の取組についてお聞かせいただいて、私の質問を終わらせたいと思います。

○（教育）指導室長

いじめにつきましては、大変大きな問題だということは重々認識しているところでございます。国でもこれにつきまして法案を制定しまして、ただいま本市においても、今後どのような対応ができるか、今、検討している最中でございます。

ただ、道教委でもいじめの条例を制定しておりますが、私ども市町村としましては、道教委と違まして一人一人の子供、親の顔が見える教育を行っていることから、やはり学校、家庭、地域等の努力目標を示すだけでなく、それぞれどのような役割の中で具体的な行動をしていくか、その部分での方策を練りながらしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

本日は2点ほど質問させていただきたいと思います。

○旧国鉄手宮線跡地整備と北運河、旧手宮鉄道施設のあり方について

旧手宮線の整備については、機会あるごとに質問させていただいており、今回の代表質問でも触れさせていただきましたが、懸案の北運河の再生につながっていく重要な事業として、今年度は臨港線から200メートルのところまで整備をしていただきました。来年、再来年と北運河の中心に当たる地区、旧国鉄手宮線が複線になっていて、相当広い面積を持った地区がこれから整備をされていくというふうに聞いております。

整備の構想については読ませていただきましたけれども、特にハイライトであります旧日本郵船ステーションの整備について、絵に描かれているような整備をされると思いますが、それと北運河に導入するような、そういう装置について、何かお考えや計画があるのであれば、説明をお願いしたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

ただいまの旧国鉄手宮線の旧日本郵船ステーションでございますが、旧日本郵船株式会社小樽支店の裏手に位置しておりまして、基本的には平成21年度の旧手宮線の活用計画に沿って整備を行います。北運河や運河公園と連携できるような休憩やイベントの拠点となる広場の整備を予定しておりまして、具体的にはウッドデッキを用いたステージ、あるいはベンチなどの休憩施設を設置し、多目的に活用できるものと考えております。

また、北運河周辺などを紹介する案内サインあるいは旧日本郵船の歴史を伝える解説サインの設置等を予定しております。

○山口委員

大変期待しております。現在でも、人力車等が旧日本郵船のところまで行って、客に説明している姿を何度も目にしますが、旧国鉄手宮線が整備されていくと、当然人力車等も旧国鉄手宮線、旧日本郵船前の道路、運河沿いの道路、それを利用して周遊されることになると思います。現在よりも運河公園周辺の利用が進んでいくのではないかと思います。

それで、本会議でも質問させていただきましたけれども、運河公園の札幌側の遊歩道については、プラスチック廃材を圧縮したブロックで整備したということで、答弁としてはその耐用年数が過ぎたぐらいに再整備についてはきっちりとしたものに直したいという御答弁をいただきました。私は、それについては大変不満なのです。

いずれにしても、景観条例の最たる重要地域なのです。その中で、これは港湾部がやった仕事でございますが、その当時、条例もきちんとしたものがあったわけですし、特別景観形成地区としても指定されたところの整備

としては、いかにもずさんな整備だと思っているわけです。お聞きしますけれども、条例を所管している建設部のまちづくり推進課として、今の整備についてどのように評価をされているのか、まずお聞きしたいと思います。

○建設部西島次長

ただいまの御質問ですけれども、景観条例上どうかということですが、建設部といたしましては、それぞれの担当課が景観条例を考えた上でやっていたというふうには思っておりますので、特にここでのコメントは差し控えたいというふうには思っております。

○山口委員

あまりにも急に振りましたので申しわけなかったのですが、いずれにしましても、一般の民間の人には整備についても条例で縛っているのです。その条例を持っている市がみずからああいう整備というのは、例えばその当時のまちづくり推進課に港湾部が相談したとしたら、たぶんそういうものは採用されなかったのではないかと思います。

本会議でも申し上げましたけれども、あの公園の整備については、ある意味ではイミテーションは使っていないわけです。鋳物を使っていらっしゃるし、石も使っていらっしゃるし、本当に本格的なきちんとした、重要文化財にふさわしい整備をやられているわけです。そういう中で、皆さんごらんになったかどうかは知りませんが、プラスチック廃材といっても、ちょっとイミテーションとしても、例えばプラ擬木と比べてもイミテーションと言えるのかと。プラスチックのブルーや赤のひも状のものが圧縮されているようなものですよ。明らかにそういうものがずっと敷かれているわけです。そういうものを基本的に特別景観形成地区の、今は歴史景観地区といえますけれども、最たるところに整備として入れるのかということですが。

旧国鉄手宮線の整備だって、そういうことをされていないわけでしょう。私は、やはり庁内連携として、大変これはまずいのではないかと思います。だから、旧国鉄手宮線が平成27年までには整備されて、あそこからある意味では、旧国鉄手宮線を散策された方が当然北運河にも行くわけですし、運河公園に行く回数が増えるのですから、そういう中で、ああいう整備を目の当たりにするわけです。このまちは条例を持っているのに、なぜこういう整備をするのかということに当然気がつくと思います。そういう意味では、それはお金のこともありますけれども、この間の答弁ではなくて、要するに整備に合わせてとは言いませんけれども、速やかに改装すると、努力したいと、そのくらいのお答えをいただいてもいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

北運河の札幌側の園路の舗装についてでございますけれども、委員の御指摘どおり、運河公園というのは私どもも小樽港の歴史を後世に伝えるというコンセプトでつくっている公園ですので、当然そういったことを配慮しながら維持・管理、また補修等をしなければならないものというふうに考えてございます。

当時の整備につきましては、代表質問での市長の答弁にもございましたけれども、まず一つは、使ったのは確かにリサイクル品ではございますけれども、色合的にもグレーだということ。

（「グレーじゃないよ、あれは」と呼ぶ者あり）

そして表面が石畳模様になっていることもございまして、極端にこの景観を疎外するものではないという判断の中で導入させていただいたものでございます。

この打ち替えについてですが、平成20年度、21年度と2か年に分けて整備したものでございますので、補修後間もないこと、また新たに費用が発生するというところでございます。特に費用の面ですが、近年、港湾施設の老朽化が進んでいる状況にございまして、港湾本来の機能を確保していくための修繕費がかなり増大してきている状況です。当面、現状の限られた予算の中で防舷材や臨港道路の補修など、物流活動に支障を来すおそれのあるものから、どうしても優先的に対応しなければならないということでございますので、運河公園の園路の補修につきましては当面ちょっと打ち替えることができないということで御理解いただきたいというふうに思います。

○山口委員

今の話は、本会議のときより後退しているのではないですか。いずれにしましても、そういう事情も重々わかりますけれども、ただ私は、運用については若干今落ちましたけれども、条例が制定された当初は補助率についても破格で、函館市やよその都市から比べても大変よくできた条例だったと評価されて、そういう意味で視察などを受け入れた経緯もあるようなまちなのです。

そういう中で、今、色合いもグレーで見たい目はそれなりに見られるのではないかとということで採用したということですし、その路盤材は無料で提供されたということで飛びつかれたのだらうと思いますけれども、明らかにグレーではないのです。ひも状のブルーのものが入っていますし、明らかにあれは再生品だと、プラスチックを圧縮したものだということがわかるものです。石に似ているなどというふうには誰も思わないですよ、プラスチックでできているとはっきりわかりますから。私は、その当時まちづくり推進室と相談をしてやったのかどうかも聞きたいのです、本当は。相談しないでそのままやったのだらうと思いますけれども。そういう意味で、やはり認識不足は反省してもらわないとなりません。

確かに財政的な事情もあるでしょうけれども、できるだけ早く改修するように努力をお願いしたいということで、そういう意味で努力をいたしますというふうに言っていただければいいのですよ、どうですか。

○（産業港湾）事業課長

今後の運河公園の補修等につきましては、すぐさまということは先ほどの理由でなかなかできませんけれども、今、委員のおっしゃるとおり、運河公園の位置づけ、また、その歴史上の大切さ、その辺は肝に据えて今後補修等を進めてまいりたいと思いますので、どうぞこれで御容赦いただきたいと思います。

○山口委員

ありがとうございます。この件はこれで終わります。

◎国道393号の改良について

今、北運河について、O B Mでしたか、まちづくり会社が1年かけて今あそこの再生について議論されているというふうにお聞きしておりますし、それは本会議でも出ささせていただきました。北運河を何とか活性化させることも重要ですが、旧国鉄手宮線の整備というのはそれだけではなくて、色内通りなのです。ある意味では小樽の歴史的な建造物を一番たくさん持っているところというのは、日銀通りと色内通りです。色内通りの整備、再生が進まないのは、私は運河の6車線が疎外していると思いますが、運河論争のことを蒸し返すつもりは全くありませんけれども、臨港線の環境をもう少し人が集まりやすいような景観に変えていく、整備をし直していくことが重要な鍵になると思っております。そういうことがまた北運河にもつながっていくのではないかと考えております。ですから、旧国鉄手宮線の整備と臨港線の環境整備のあり方が変われば、そういう意味で言うと、面というよりも手宮側のほうに、北側のほうに、堺町から色内通りまでつながっていくと思います。

そういう中で、私は平成16年から申し上げておりますけれども、国道393号の赤井川村から倶知安町まではもう整備されたわけですが、やはり毛無山の道路がネックではないかと思うのです。その臨港線との関連というのはどうということかといいますと、今、臨港線というのは1日、1番多いときで約3万5,000台の交通量があると言われております。平均3万台だというふうに言われておりますが、これが1万8,000台程度まで減れば、1車線ずつ減らすことができると思います。そうすると1車線分については緑地帯を設けるとか、例えば御堂筋などもそういうふうにされておりますけれども、そういう緩衝帯をつくって、そういうところには当然緑も配置をしなければいけません、歩道を広げたりもできるわけです。海側の1車線にそういうものができれば、当然人力車もそこを通ることができますし、自転車も通れますから北運河にも行きやすくなるということで、つながりができるということが実現できるわけです。

ですから、私は、毛無山の道路の改良で、これがトンネルで、例えば小樽ワインの上のあたりからトンデンファ

ームの辺に出るような長いトンネルができれば、これは倶知安町まで、ニセコ町までといってもいいでしょう、相当短縮できるわけです。今、余市町までの高速道路ができますけれども、それができたとしてもそれを利用して稲穂峠を通過して倶知安町に行くということにはならないと思います。当然無料ですから、なおかつトンネルで赤井川村まで抜けて、赤井川村からすぐですから、倶知安町へは。そういうルートをたどられると思います。

本来このまちは、そういうバイパスとしての道路を臨港線などにつくらないで山側につくっていくべきだったと私は思いますが、後の祭りですけれども、そういうことを基本的に小樽の戦略として、当然エリア観光としては絶対重要なのです。今、私が申し上げた計画が実現をすれば、もうキロロは小樽エリアです。なおかつニセコ町、倶知安町は、もう赤井川村からは30分圏内ですから、旅行商品も新たにできるでしょうし、そういう長い目で見た戦略を今からというか、もう平成16年から言っているのですけれども、きっちり戦略の中に組み込んでいただいて、具体的にそういう要望をしていただきたいと思います。

まずお聞きしますが、いわゆる望洋道路の改良ということで国の整備の計画の表紙だけにはなっているようですが、これについてはどのように具体的な要望をされておりますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

国道393号につきましては、非常に重要な道路だというふうに考えております。後志内陸部と札幌地域を短絡する道路でありますし、広域観光という意味からも非常に重要であると考えておまして、要望としては急カーブ、線形の変更といったものを含めて要望しておりますし、安全対策ということも要望しております。また、新ルートの早期着工ということも同時に要望しております。

○山口委員

この計画については、私が議員になる前からの話で聞いておりましたけれども、道道小樽定山溪線ですよね、札幌国際スキー場の手前のところがちょうど頂上になっておりますけれども、そこから橋をかけてトンネルを掘って抜くという計画になっていたように記憶しております。赤井川はそういうことでたぶん札幌につなげるという意味でしょうね、小樽につなげるよりも。そういう意味でそういう要望として出されていたというふうに記憶していますが、これは間違いはないですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

ルートにつきましては、恐らく平成七、八年ころに検討されておまして、三つのルートが検討されていたようでございます。最終的には、キロロから朝里川温泉へとつなぐルートで最終決定されたようでございますが、そのころに豊浜トンネルの崩落がございまして、そういった要望もちょっと消えてしまったということでございます。そのため、現在も望洋道路については後志管内の市町村で要望しているところでございます。

○山口委員

具体的に、今、新幹線・高速道路推進室に答えていただきましたけれども、市には技術部局があるわけですから、小樽市としてどういう形がベストなのかを検討して、ある程度具体性を持って要望することが重要ではないかと思うのです。私は技術屋ではないから技術的な検証ができませんので思いつきで言っているのですけれども、例えば、標高で言ったら赤井川はたぶんキロロのあるところで180メートルぐらいだと思います。例えば先ほど北海道ワインの上からと私は言いましたけれども、あそこは180メートルもないでしょうから、そうすると上り坂のトンネルになってしまうので、相当長い距離にもなるのです。だから入り口のところに北海道ワインがあって、出たところにトンデンファームがあり、キロロリゾートがあると、こういうふうになったほうが一番いいと思いますので、そういうお話を申し上げたのです。

その辺のところは、なぜ素人みたいな要望をしているのだということにならないように、やはり専門部局である程度調べて、小樽市からは具体的にこういうふうにしてほしい、改良が必要なわけですから、調査も含めて早急にやっていただくように要望をします。私どもとしてはこういうふうを考えるという要望になっていないと、真剣味

に欠けるのではないかと思います。観光の戦略で考えれば、これは小樽の将来の一番重要な路線だと思います。考え方が少し違うかも知れませんが、私は、小樽の将来にとって、高規格道路の建設よりもはるかに重要な基幹線になると思います。

もう一つは、先ほど申し上げたように、幹線が朝里から倶知安町に抜けるわけですから、当然、臨港線については交通量が減ります。減ったときに今度は、運河周辺の環境整備をもう一度やり直すことができると思うのです。それを基本的に先ほど申し上げた一番ハイライトの色内通りが再生していく、北運河にもつながった再生になっていく、そういう道筋を展望しながら、ぜひ私が申し上げるような要望を真剣に検討していただきたいと思いますが、その辺について最後に、市長からお答えを願いたいと思います。

○市長

この小樽を中心というか、その道路につきましては、今、新幹線・高速道路推進室長からお話ししたとおりでありまして、そういった中で言うと、やはり何といても北海道横断自動車道の早期開通がどうしても前面に出てしまうのです。ですから、余市町を通過して、それから今、余市町から倶知安町までの道路をどうやって早く着工できるかという、こちらのほうがどうしても重さがあります。

しかし、赤井川村の赤松村長といろいろと話をすると、やはり朝里川温泉から赤井川村へ向けるトンネルを早くやってほしいというのが、いつも村長がおっしゃっている言葉であります。ですから、両方バランスをとりながら、道路については進めていく必要があるというふうに思います。

また、今、山口委員がおっしゃるように、高速道路が、横断自動車道余市一小樽間が平成30年に開通いたします。そうなったときには、やはり今の臨港線の問題なども、高速道路でそのまま余市・倶知安方面にかなり行くだろうというふうに思いますので、そうすると交通量もかなり落ちてくるのかと、一方では心配です。やはり小樽のまちなかにたくさん交通量があれば、それだけいろいろな形で経済的なものを含めて効果があるのだろうと思いますが、しかしそうはいいまして、そういうことで落ちるだろうと思いますので、そうなったときに、今、山口委員がおっしゃるようなあそこの整備をどうしていくのかといったことについては、やはり将来的な展望の中で取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っております。

しかし、この道路の問題については、なにしろ国も道も含めてそれぞれ財政的な問題がいろいろと絡んでまいりますので、そういったことをどういうふうにして進めていくのか、やはり前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○山口委員

市長に御答弁をいただきましたけれども、私はこのまちづくり戦略について、いろいろ考えを持って機会あるごとに話をさせていただいています。今のことも含めてそうですけれども、どうも戦略部署が市役所の中にはないのではないかと、庁内の調整会議というものはあるようではありますけれども。

先ほどの話もそうですけれども、どうも連携がうまくいっているのかなというふうに思いますので、今、新幹線・高速道路推進室長に一生懸命答えていただきましたけれども、しっかり将来を見据えて、どういう整備がまた必要なのか、どういう戦略が必要なのかということを含めて十分議論をしていただくようお願い申し上げます、私の質問は終わらせていただきます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎カジノ誘致について

一般質問の補足といった観点で、カジノについて何点か伺います。

カジノの誘致については、サミットでデメリットの話がなかったので、あえて一般質問ではその件の質問をさせていただきます。それで、デメリットは少し何点か伺ったので、改めて、では逆に本市のメリットについて、一番の部分は何のような部分だと考えていらっしゃるのか、それをお聞かせ願います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

カジノを含む I R のメリットについてでありますけれども、北海道が平成 24 年 11 月に発表しました調査報告書によりますと、大きく開業前、開業後の経済効果が記載されております。

開業前の部分につきましては施設建設の需要創出、開業後の部分につきましては観光の振興、雇用の創出、税収等の効果が挙げられております。一番大きなメリットがどれになるかということについては、現時点ではなかなか断定できませんが、本市においては、まずは観光の振興、これに対する期待といいますか、それが大きいものだろうと想定しております。

○成田委員

メリットもデメリットもどちらもしっかりと洗い出さなければならない話だと思うのです。当然ながらいい話もあるし、悪い話もあると。それを見比べて、改めててんびんにかけて、よかったらやりましょう、悪かったらやめましょうと、そういう判断を皆さんと一緒に考えてやっていかなければならない、市民も巻き込んでやっていかなければならない話だと、そういうふうにするわけですが、ただ、その中でまだ法案が決まっていない以上、わからない部分があると。進めるけれどもわからないというのは、市民にとってはどうしても心配なことなので、メリット・デメリットの両面についてしっかりと調査を行って情報提供していく、資料として出していく、こういう必要があると思うのですが、こういう作業をどのぐらいをめどにやっていくのか、お考えを聞かせていただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、御質問のありました諸外国のカジノを含む I R についての調査でございますけれども、現在もインターネットを活用して資料の収集ということはやっておりますが、なかなか本市単独で具体的な調査、国の調査をすることは難しいと考えております。

先ほどの北海道がまとめた調査では、海外の地でも記載しておりますし、今後も北海道と連携しながら随時、情報収集に努めて、市民への説明会をするまでには一定程度のまとめをして、市民への説明会に臨みたいというふうに現在は考えております。

○成田委員

やはりそういったところの情報発信をしっかりと行わないと、一番心配なのは、意見が真っ二つに割れて、その間にわからない人が取り残されるという形で、市がどちらの方向を向くかわからない、市全体をコントロールできないような状況になってしまうのが最も悪いパターンだと思うので、どうかそうならないようにしていただきたいと思います。

今のやり方はどうしても、メリット・デメリットの精査ができていない、こういう状況下で推進していくというやり方に関しては、やはり賛成しかねるのです。カジノに対して賛成、反対ではなくて、やり方が問題です。この部分については、情報の収集と提供をしっかりと行っていただきたいと思います。

それとともに、今、説明会の話がありましたけれども、いつごろ説明会をするのかを一般質問で伺いましたところ、まだちょっとわからないという話でしたが、この情報収集とあわせて、いつごろ開催することになるのか大きな話でもいいので、お聞かせ願えますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

市民への説明会の開催の時期についてでありますけれども、さきの臨時国会で I R 推進法案が提出され、次期、来年度から始まる通常国会でまた審議される予定というふうに聞いております。ですから、この法案が成立した後は、その法案の国会での審議過程等も含めて、今、委員の言われたことも整理して、成立後に市民への説明会の

開催ということで現在は考えております。

○成田委員

その作業はしっかりと、怠らないでお願いしたいと思います。

◎人口動態に基づく市の考え方や方向性について

次に、人口動態に基づく市の考え方や方向性について伺います。

統計書から読み取って話をさせていただきますけれども、平成17年と22年の小樽市での就業者数が、17年は6万2,831名ですが、22年には5万5,702名と、この5年間で7,129名減少しています。ただ、その内訳を見てみますと、小樽市内に住んでいて小樽で働いている人が5万2,376名から4万4,764名と7,612人で、減少分のほぼ全てというか、実際に小樽に住んでいる人のほうが減っている状況です。これに対して札幌市に住んでいて小樽に通勤している人が8,332名から8,276名と、わずか56名しか減っていないのです。なぜか、小樽市内に住んでいて小樽で働いている人は7,000人近く減っているのに、札幌市から小樽に通う人はほとんど変わっていません。これについて、どのような考えを持っていらっしゃるのか、まず見解をお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

まず就業者数全体の減少の部分につきましては、やはり市内に働く場所が減ってきているのではないかというふうに考えております。

また、減少の内訳で相対的に市外から市内に通勤で来られている方が比較的増えてきているのではないかということですが、これにつきましては、雇用や就業といった働く場所ということだけではなくて、例えば住みやすいとか、産み育てやすいなど、生活全般的な面を相対的に考えた結果、市外から小樽市内に通勤される方が増えているのではないかというふうに考えております。

○成田委員

今おっしゃっていただいたように、転出の数等いろいろ見ると、やはりそういう傾向にあるのかなと思います。普通に考えれば、小樽市内での働く人の人数が減れば、比例して札幌市から小樽に通勤する人も同じくらい減ると考えるのが普通だと思うのですが、ほとんど変わっていないことを考えると、やはり札幌市に住んでいて小樽に通勤する方が増えている、若しくは小樽市に住んでいたけれども、札幌市に引っ越して小樽に通ってくる、このような方が増えているのではないかなと思うのです。

山田前市長もよく話していましたし、市の人口増加策うんぬんの話も議会でも質問させていただくと、やはり雇用がという答弁をされるわけです。それは一理あると思います。もちろん雇用がなければ、なかなか市内に住むというのは難しいと思います。ただ、その一方で、一番の問題が雇用なのかということ、そこについてはやはりまだ疑問を持ったままなのです。雇用があっても、札幌市などの近隣都市に引っ越してしまっ、そこから通ってしまえば、どんなに小樽市で雇用を増やしても意味がないのではないのかと。先ほどのカジノの話にもありましたけれども、カジノで雇用が増えました、でも札幌市から通うとなれば、小樽にはリスクしか残らなくなってしまいうわけです。ですから、雇用と住みやすさを一緒に、これはセットで考えなければならないと思うのです。

そこで、いくら雇用を増やすことだけをやって、当然ながら住みやすさを改善しなければならないと思うのですけれども、それについてももう少し見解をお聞かせ願えますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、人口減少の一番大きな要因としましては、20歳代の若い世代が転出しているということが顕著でありまして、その原因としては、やはり雇用の場ということが十分考えられると思っております。経済・雇用対策ということを前面に予算上でも重点施策として取り組んできております。

ただ一方で、全国的な人口減という状況の中で、本市におきましても、そうした若い世代の流出に歯止めがかからない現状がございますので、特効薬はないのですけれども、こうした雇用対策のほか、子育て支援や住宅施策、

そういったものについて総合的に着実に取り組んでいく必要があると考えております。

○成田委員

やはり雇用のある人を市内に住ませるための対策を考えなければならないわけです。たぶん、商大は若くして准教授になって住んでという形が多いのですが、商大の若い先生方は、子育てしながらですけれども、札幌市に住む方がほとんどなのです。赴任した最初の 1 年、2 年は小樽市内に住むのだけれども、いずれ札幌に行ってしまうと。

それ以外でも小樽で働いている方がなぜか札幌から通ってくるというパターンもありますし、私も結婚して子供が生まれて、妻からママ友の話をいろいろ聞くのですが、小樽で事業所を構えて経営されている方、お金を持っていらっしゃる方が札幌に家を建てようかと考えているのです。手稲に家を建てようかと。高速道路で ETC を使えば 20 分、30 分で小樽に来られると。

雇用があってもお金がある方が小樽を出てしまうというのは、非常に問題なのです。ですから、雇用があるから小樽に住むということだけではなくて、それ以外の部分もセットで考えなければならないと思います。家を建てるのか、家を買うというのは、私たちぐらいの年齢で、20 歳後半から 30 歳、40 歳にかけてなので、家を買う、住みかを決める段階で、小樽に通えるから札幌に住んでしまおうという判断をして、いなくなってしまう方がやはり出てきてしまうと思います。

そのためには、結果的には子育てと教育を市長が今やっぴらっしゃる経済政策とともに重点的にやっていただきたいと思います。そこができない限りは、どのように頑張ってもほかの江別市や恵庭市、北広島市など、札幌の近隣都市にとられてしまう、札幌に行ってしまうということになってしまうと思うので、ぜひ来年度の予算編成時期ではありますけれども、この雇用・経済問題も含めて若い世代を定住させるために子育てと教育の予算要望に対してはなるべくしっかり反映させていただきたいということを財政部にお願いして、この部分の答弁をいただきたいと思います。

○(財政) 財政課長

ちょうど今、予算編成がこれから始まっていくわけですが、子育てと教育に限らずに、やはり市としては、そのほかにもいろいろな課題がございます。今、委員おっしゃられたとおり、雇用先のある人を住ませるにはどうすればいいか、そういうことも大変重要なことだとは思いますが、そういうことを含めていろいろな課題がありますので、予算編成の中で十分話は聞いてまいりたいというふうに考えております。

○成田委員

住みやすさの項目は、これだけではないのは重々承知していますが、その一方で、子育てや教育の予算がすごくカットされてきた部分を見ても、そういったところがやはり若い世代にはそういう影響と、はね返りが来ていると思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。

◎ファイターズとコンサドーレとの連携について

最後に、いつか一度してみたかった質問で、ファイターズやコンサドーレとの連携について伺いたいと思います。

プロスポーツ選手という形ですが、まずは先日、北海道新聞でも、北海道内の児童・生徒の体力が非常に低いという報道が出ておりました。それと反比例して、たぶんゲームをやっている時間といったものが長くなっているのではないかなと思います。やはり屋外でスポーツをするとか、部活をするとか、クラブ活動をするというのが減ってきているのではないのかと思うのです。

そのような中で、プロの選手と接する、そういった憧れの選手がいるというのは、やはり野球をやってみよう、サッカーをやってみようという話になると思うのです。私が子供のころは、ジャイアンツがすごく強くて、クロマティ、原、吉村、中畑を見て私は、小学校のときは少年野球をして、その後は Jリーグができてサッカーをやって、結局プロの選手を見て、ああいいな、やりたいなと思ってスポーツをしたものです。皆さんもたぶん、いろいろス

ポーツされた方の中には、そういう憧れの選手とかがやはりいたと思うのです。

せっかくプロのスポーツチームが北海道にあって、隣の札幌市にあるという中で、その一方で、では小樽市がそういうプロの選手を招いて何かをしているとか、若しくはそういう接点があって児童への野球教室、サッカー教室を開いているかという、なかなかそこまで活発的ではないと思うのです。

それで改めて、そういったプロのスポーツ選手を見ていただく、接点をつくっていただいてスポーツへの関心を高めて、改めて児童・生徒へのそういった取組というか、体力を増進するとか、生活の改善であるとか、そういったところにつなげられないのかなと思うのですが、それについてどのような見解をお持ちかお聞かせ願えますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

プロスポーツ選手との接点、今後のかかわり方という御質問かと思いますが、青少年スポーツ育成に向けては、過去にはヤクルトスワローズの野球教室、望洋サッカー・ラグビー場ができたときにはコンサドーレの教室など行っております。

また、最近では、NECバレーボール実業団チームのバレーボール教室や今年行われました全日本女子ソフトボールの1部リーグの大会の後にソフトボールの教室を開催しております。そのような形で、できる限りプロスポーツ選手、また実業団等の教室に取り組んでいる現状もございます。

また、教室ではないのですが、最近サッカーなどでは浦和レッズが望洋サッカー・ラグビー場へ練習に来たということで、ある程度のプロの選手との接点は、少しずつですが持ってきているかと思えます。

そういうこともございまして、今後とも当然道内にあるファイターズやコンサドーレも含むプロ活動選手のそういう教室等の情報収集をしていく中で、青少年健全育成のために拡充を図っていきたいと考えております。

○成田委員

体育館でのキャッチボールとか、リフティングを見せてもらうといった屋内でできることも多々あると思いますので、教育の面ではまずそういった形で、ぜひ児童・生徒の関心を引いていただきたいと思えます。

それで、これがただ教育の話だと私もここで質問をしなかったと思うのですが、もう一点気になるのが観光についてなのです。特に、道内スポーツの存在価値が今大きくなってきていると。当然ながらファイターズやコンサドーレだと、アウエーとかビジターとかいう形で、ほかの地域から選手を見に札幌ドームへ足を運ぶというのは多々あると思います。ただそれだけでなく、最近では海外からスポーツ選手を目当てに来ていると。台湾であればファイターズの陽岱鋼選手とか、そしてコンサドーレ札幌であれば、ベトナム代表のレ・コン・ビン選手など、国外、特に東南アジア、東アジアから彼らを目当てに旅行に来られる方がいて、当然札幌に隣接する本市にとってはこの小樽をPRして、これから先やっていく一つの材料になるのではないかと。そういった部分の効果を考えると、こういった選手がいるチームとの連携を図る、若しくはその選手に市のPRをしていただくと。そのかわりに小樽市もチームを応援しますよと、そういう取組ができれば、個々で自分たちでPRするよりも、スポーツ選手にそういった情報発信を担っていただくほうが費用対効果が高いのではないかなと。そういったこともあると思うので、そういった点についても、コンサドーレやファイターズといったプロスポーツチームとの連携は効果があるのではないかと、検討すべき点があるのではないかなと思うのですが、それについてお答えいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

委員のおっしゃるとおり、海外、特にアジアの国の有力なスポーツ選手が北海道のチームに在籍していることを活用して、観光振興なり小樽のPRにつなげていくことはとても有効な手法というふうに考えております。

例を挙げますと、前回のオフのときに本市で陽岱鋼選手のプロモーションビデオを撮影したいということでフィルムコミッションが撮影に協力という形をしております。そして先月、11月ですけれども、コンサドーレ札幌のレ・コン・ビン選手を活用したベトナムでのテレビ放送というお話がありまして、こちらを北海道運輸局と北海道観光振興機構、札幌市と一緒に、私どもも参画といいますか、その事業に入れさせていただいて、レ・コン・ビン選手

は小樽には来られなかったですけれども、ベトナムで放映する特集のテレビということで小樽市内を取材していただいたということをやっております。

○成田委員

少なからずいろいろな報道の面からも、たぶんNHKでも特集が組まれたりとか、そういった面でプロスポーツが観光とかなり結びついてきている、その中で小樽にも非常にチャンスがあるという部分も含めて考えると、やはりこれについては少し注視しなければならないのかなと。単独でお金を投資して観光PRするよりも、もしかするとプロスポーツチームと連携を図って、そこにお金を入れるのかどうかは別個にして、もしかしらそこに入れたほうが、かえってその、例えば陽岱鋼選手やレ・コン・ビン選手に小樽の観光大使をやってもらおうということで、実は物すごく少ない費用で莫大なPR効果が出てくるかもしれないと。そのようなことも、ぜひ今後とも検討していただきたいと思うのです。

最後に、こういったスポーツチームと連携するというので、小樽にとっては教育だけではないと、観光もだと。普通のまちがやるのと違って、これが一石二鳥になるという可能性があるわけです。せっかくそういった効果が高いものであるからこそ、これについては積極的な連携を図っていただきたいと思います。

ファイターズの場合は今、179市町村応援大使ですか、年に二人ぐらい選手がいろいろな自治体ということもあって、小樽はもう少し先だとは思いますが、そういうときに選手を指名できるのかどうかはわかりませんが、うまく連携を図って小樽というまちを教育の面でも観光の面でも盛り上げていただきたいと。

これについて最後に、ぜひ積極的な連携をお願いしたいのですが、所管がまたがるので、どなたが答弁するのかというのは迷うところですが、もし御答弁いただけるのであれば、ファイターズに詳しい総務部長でもよいので、どなたか御答弁をいただければというふうに思います。

○総務部長

ただいまプロ球団との連携ということでお尋ねがございましたが、これまでやってきた教育あるいは観光の面からは今答弁のあったとおりですけれども、経済的な観点からも過去にやった例がございまして、札幌ドームのスコアボードを使いまして、当時は小樽の水産加工協同組合だったのでしょうか、それから機船漁業協同組合の協力をいただきまして、小樽の産品をスコアボードに出していただいて商品を選手に贈呈をしたというような経済的な取組もやっておりましたし、その後は1,000人程度だったと思うのですが、球団から御招待を受けまして、小樽デーということで観客動員にも寄与したといますか、貢献をして手伝いをさせていただいた経過がございます。

最近でいきますと、今、委員がおっしゃったようにファイターズで言いますと、10年ぐらいかけて観光大使を市町村に派遣するということですか、ファイターズのOBを野球指導教室ということで派遣しているということで、市民の皆さんも非常に楽しみにされているのだというふうには思っております。

私、考えますと、個人的な部分もあるのですが、やはり最も効果があるとすれば、例えば桜ヶ丘球場はプロ仕様ではございませんけれども、ああいったものが改修されれば、少なくともイースタン・リーグなどが来て、多くのファンの方が集まるという経済効果が期待できるのだというふうに思いますけれども、残念ながらそういう状況ではないということについては御理解いただけるのかというふうに思っております。

連携という点で申し上げますと、それぞれプロ球団がどういうコミュニティ活動を展開されているかちょっと私にはわかりませんが、一方的に私どもが求めるものだけを求めても、なかなか球団側ではうんと言ってくれないでしょうから、やはりお互いがどういったメリットを享受できるかということを考えながら、連携していくことが必要なのかというふうに思っております。

ですから、今までやってきたことも含めまして、お互いにどういったメリットが享受できるのかということを検討しながら、庁内では少し話し合ってみたいというふうに思っているところでございます。

○成田委員

特にこの二つについては、これから大きな可能性を秘めている、特に海外の観光も含めてそういった部分の効果が高いと思うので、ぜひ話し合い、若しくは注目をさせていただきたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎福祉灯油について

まず、福祉灯油について質問します。

私の一般質問で市長から答弁をいただきまして、その答弁では、灯油価格が急激に高騰した場合に、他都市の状況や国、北海道からの財政支援の動き、また本市の財政状況を総合的に勘案し判断することとしていると。灯油価格は一昨年から高どまり傾向となっており、本市の財政状況を鑑みますと、国などからの財政支援がない中で市が単独で実施することは困難だと、そういう答弁をいただいたのですが、私は、この一般質問でちょっと納得できない点もあるので、その辺について伺いたいと思うのです。

最初に、平成24年度に道内で取り組んでいる自治体の数と、また市では何市ぐらい取り組んでいるのか、それをお聞きしたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

道内の自治体でこの福祉灯油を実施した数でございますけれども、179市町村中151市町村が実施しております。うち市として実施した自治体としましては、35市中16市が実施しております。

○川畑委員

後志管内の取組は、どういう状況だったのですか。

○（福祉）地域福祉課長

後志管内につきましては、20市町村中19町村が実施しております。

○川畑委員

今、道内と後志管内の取組状況を聞かせていただいたのですが、これまで何度も委員会等で質問した際には、財政状況が主な要因だという答弁をされていまして、私はそこでちょっと疑問を感じているのですけれども、福祉灯油に取り組んだ平成19年度、20年度と現状を比較してどうなのだろうかと、一般会計の収支状況と財政調整基金の状況、他会計からの借入れの状況などが重要なポイントなのかなと私は考えたところなのです。

そこで聞きたいのですが、まず一般会計の決算の収支状況を19年度、20年度と今と比較して、どのように状況が違うのか、その辺の説明をお願いします。

○（財政）財政課長

平成19年度、20年度と現在の財政状況の違いでございますけれども、まず実質収支で申し上げますと、19年度は約12億9,700万円の赤字となりまして、そのときの実質単年度収支としては約1億1,200万円の赤字になっております。20年度につきましては、実質収支は約6億5,900万円の赤字で、実質単年度収支につきましては約6億3,800万円の黒字というのが19年度、20年度の状況でございます。

一方で、直近平成24年度の数字で申し上げますと、平成24年度は実質収支では約1億5,700万円の黒字、実質単年度収支につきましては約6億5,400万円の黒字という形になっております。

また、財政調整基金につきましては、19年度、20年度は財政調整基金がございませんでしたけれども、24年度決算におきましては約23億3,700万円という形で年度末は残高がある形になっておりました。

○川畑委員

それで、他会計からの借入れの関係ですが、平成19年度、20年度の他会計からの借入額の状況と現状との違いを説明していただけますか。

○（財政）財政課長

他会計からの借入れでございますけれども、本市は平成13年度以降、財政調整基金や減債基金の残高が大きく減少したことから、14年度から財源対策という形で他会計や基金からも借入れを行ってきておりました。

借入額でございますけれども、19年度は約8億6,500万円、20年度は約10億8,000万円という借入れを行いました。24年からは他会計や基金からの借入れは行っておりません。

○川畑委員

要するに、他会計からの借入れの関係では、平成19年度、20年度の時点では借入れをしているけれども、今は借入れをしないで償還だけということではよろしいですか。

○（財政）財政課長

そういうことでございます。

○川畑委員

平成19年度と今の財政状況を比較した場合に、相当な違いがあるように私は受け止めているのです。そういう中で財政状況がうんぬんというのは一概に当たらないのではないかと、そういうふうに思っているところです。

以前、厚生常任委員会でもいただいた資料があったのですが、例えば実施した19年度を見てみますと一律で5,000円の支給をしているのです。もちろんそのときは道の補助金もありましたし、国からの交付金もあったのですが、この時点で市が負担をした金額は759万4,000円とありました。それを見た場合に、1世帯で考えてみますと約2,000円になるのです、市の負担額を換算すると。では20年度はどうだったかといいますと、やはり20年度も道の補助金が1,400万円ぐらいあって、国の交付税が700万円ぐらいありました。そのときもやはり市が700万円ほど負担しているのです。このときには一律で8,000円支給されているのですけれども、市が負担した700万円ほどの金額は当時の世帯数が4,700世帯ぐらいあると記録されていますので、それでいきますと、1世帯当たり1,500円ぐらいになるのです。それを今と比較した場合に、私は今の世帯数が6,000ぐらいと聞いたのですが、実際にどのぐらいの世帯数になるのか聞かせていただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

平成20年度は4,707世帯に一律8,000円をお配りしました。福祉灯油の対象は、75歳以上の高齢者、重度身体障害者、ひとり親ということになっておりますけれども、中でも高齢者の増加が見込まれますので、正確な集計はしてありませんが、恐らく5,000から6,000世帯になるかと思われます。

○川畑委員

5,000から6,000世帯ということで、多く見て6,000世帯と見た場合、平成19年度、20年度で市が負担した額が1世帯当たり1,500円から2,000円ぐらいです。今回例えば2,000円とした場合に、6,000世帯ですから1,200万円という金額になると思うのですが、その金額は本当に出せない金額なのかどうなのか。その辺について、特に福祉部として1,200万円を出そうとか、1世帯当たり2,000円ぐらいでも出そうという考え方はなかったのかどうか、聞かせてください。

○（福祉）地域福祉課長

現在のところ、国や道の財政支援措置がない中で、道の補助金の100万円は申請をしておりますが、そういった形で支援がない中で1,200万円、これは単独費でございますけれども、事業費を増額するという事は福祉部だけでは考えることができません、市全体で限りある財源をどうするのかということになりますので、福祉部としてはこれについてはお答えしかねます。

○川畑委員

それでは、財政部ではその辺の検討を、例えば臨時交付金をどうするかとか、その辺の検討ができないものだったのか、聞かせていただけますか。

○（財政）財政課長

今後の財政状況につきましては、本会議でも市長から答弁しておりますが、平成25年度の当初予算編成で約12億円の財源不足が生じております。今後の部分で言いますと、市税の増加が見込めない、また地方交付税の動向が今なかなかはっきりしてこないという形の中で、新年度予算編成においても多額な財源不足が生じることが今見込まれているところでございます。

第4回定例会の補正後の財政調整基金の残高で今、約14億円しかございませんので、今後の降雪状況ですとか、先般話が出ておりました簡易水道事業特別会計への繰出し、こういうことなどを考慮いたしますと、仮に元金臨時交付金、これは一般財源との振替が先般4,800万円程度ということで答弁させていただきましたけれども、これがあつたとしても決して余裕のある状況にないということは御理解いただきたいと思います。

先ほど財政状況が以前と今で変わっているという状況でしたけれども、他会計の借入れで申しますと、実は19年度末では他会計と基金の借入れが28億円ぐらいでございましたが、24年度末では約54億円までいっておりますので、そういう意味では、財政状況が変わったという部分では、24年度で借入れは行っておりませんが、累積としては増えておりますので、これの将来負担も十分考慮していかなければならないというふうに考えております。

○川畑委員

他会計の問題でいけば、私が聞きたいのは今の時点で新たに借入れをしていないだろうということが聞きたかったわけで、その点で事実、現在は償還だけだったと伺いましたので、そのことについて改めて言っておきたいと思えます。

最後に、市長に一言聞きたいのですが、今、所得の少ない高齢者などは灯油を節約するためにストーブをたかない、日常は食事のときだけストーブをちょっとつけて、後は布団に潜り込む、あるいは日常的な家庭の中では着膨れするほど着て灯油を節約する、そういう報告を受けた記憶があります。そういうのを見てやはり福祉政策というのはそういう低所得者、高齢者に対する思いやりでないかなと思うのですが、その辺について、市長はどのように考えておられるかお聞かせいただきたいと思います。

○市長

今、川畑委員のおっしゃるように、福祉灯油の問題については、本会議の一般質問で御質問があり、それについては私が答弁申し上げたとおりでございます。確かに北海道全体で言いますと、特に町村の福祉灯油の支給というのは結構事業として進めているのです。しかし、市という形になってくると、今度は極端に落ちてきてしまうのです、福祉灯油の実施している市というのが。町村も含めてでありますけれども、財政状況はそれぞれいろいろ違いがあるわけでございます。

今、川畑委員から御質問がありましたが、小樽市の中にあつても平成19年度、20年度と、現在を含めて、財政状況の違いがあります。今、川畑委員がおっしゃるように、24年度は企業会計あるいは他会計からの借入れがないではないか、そうであれば、裏返していうと余裕があるのではないかという質問ではないかと思うのですが、そういうふうに企業会計や他会計からの借入れがどんどん膨らんでいったら、まさに財政再生団体に足を踏み込むことと同じことになるわけですから、私といたしましては、何といたしましては、何といたしましてはこの小樽市を財政再生団体にはいけない、財政再生団体になったらどんなに市民の皆さんが惨めな思いをするかと、こういったことを私としては大変苦慮しているところでございまして、そのようにならないように努力しているところでございます。

それで、質問についてでありますけれども、やはり低所得者あるいは御高齢の方で、生活が大変厳しい方について、やはりこういう灯油というものは大事ではないか、私はそう思います。しかし、生活するときに灯油も大事だ、

食べるものも大事だ、何も大事だから、それぞれ福祉的に支給するという方法は、また違うのではないかというふうに思っているのです。生活全体をどうやって底上げしていくかということ、これは大事だというふうに思っております。ですから、個別のものについて、それぞれの方に支給することについては、やはり今申し上げたように、財政的な問題や他の状況など、いろいろなことを考えた上で対処すべきだというふうに思います。今の低所得者の皆さんをどうやって引き上げていくかというのは、これは市としても考えていかなければいけない問題だろうと思っておりますので、それとこれとはちょっと違いまして、私としては、なかなか厳しいこういう状況であれば、現在、福祉灯油についてはおっしゃるようには実行できないと、こういうことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○川畑委員

今、市長のおっしゃっていることは、ちょっとオーバーな面があるのではないかと思います。というのは、私は平成19年度、20年度に一律行った8,000円や5,000円とか、そういう金額を言っているのではなくて、せめて2,000円ぐらいはどうかと言っているわけです。財政上全く不可能な状況ではないのではないかと思います。福祉灯油については、今、国の施策が福祉を切捨てにする安倍自公政権という状況なので、そういう中で市民を守っていくというのが今の自治体の仕事だろうと思うのです。ですから、あえて私はこの場で取り上げてきたわけです。ですから、そういう点では、改めてまた検討してほしいということを重ねて言っておきたいと思っております。

○市長

川畑委員がおっしゃるように、やはり市民を守るのは、私たちがしっかり守っていかなければいけないというふうに思っておりますので、それについては何ら変わることがないのです。ただ、問題は、生活の所得が低いとか高いという話の中で、低い世帯には灯油とか、そういうような個別の問題ではなくて、全体の生活レベルを上げていくように努力していくのが市長の仕事ではないか、こういうふうに先ほどお話をさせていただいたところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○川畑委員

このやりとりを続けていっても時間がかかるだけなので、特に今そういう点では国がやるべきことと、それから自治体がやるべきこと、それはもちろん生活の低い方全般を見なくてはいけないわけですが、せめて今までやってきた福祉灯油、そういう中身を復活させることが今は必要ではないかということを私は主張したわけです。

○川畑委員

◎ふれあいバスについて

次に、ふれあいバスについて質問します。

中央バスから申入れがあった趣旨を改めて説明していただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

このたびの中央バス、事業者からの申入れについてございますけれども、概要といたしましては、人口減少等による市内路線の収支悪化が続きまして、平成23年度から赤字になったという危機的な状態であることを受けて、このふれあいバス事業、事業者は約2割を負担しているわけですが、この引上げについて求めてきたのがまず一つです。二つ目は、26年4月に消費税が改定されますので、これに伴いまして市内路線は今210円ですが、消費税改定に伴って運賃改定を行いますと。この二つの点について、なにとぞ御理解をいただきたいという内容でございます。

○川畑委員

時間がありませんので、質問の要点だけを話しますが、一つは、中央バスからそういう話があったということで、私は中央バスがどうのこうのというよりも、公共性の高い企業が、中央バスは小樽市内では公共性が高いと思うのですけれども、社会的貢献についてどういう発想を持っているのか。私の調べたところでは、欧米では、企業とい

うのはただ単に利益を追求するだけではだめだと。むしろ組織活動が社会へ与える影響に、そういう点では責任を持つことだと。利害関係者に説明責任があって、説明できなければ社会的に容認されないだろうと、そうなると企業は持続できないのだよということが本に書いてありました。ですから、その辺の社会的貢献をいかに中央バスとお話しされたのか、もう一つは小樽市がこの値上げ分部分を全額利用者に回していると、そのことについてもっと検討すべき課題でなかったのかと思っているので、その辺についてお聞きしたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

まず、社会的貢献について事業者側がどう考えているかということでございますけれども、ふれあいバス事業自体、平成9年度から事業者側の協力をいただき、市と連携して行ってきたものでございまして、中央バス、事業者側としても相当の負担をしていただいて現在に至っています。そういう意味においては、公共交通機関として地域に還元したいという意味でこれまで続けてきたということは、事業者側の貢献については評価していいのではないかと思います。

ただ、23年度、事業者は市内路線が赤字になって、24年度にはさらにこの赤字が膨らんできているということで、事業者は一民間企業でございますので、それなりに財政基盤が安定していない上で社会貢献ということにはならないのかというふうに思っておりますので、市としては中央バスの申入れをそのまま信頼関係の下、受け止めたということでございます。

もう一つは、今回の利用者の負担減と消費税分、その全てを利用者に負担していただくという市の方向性についてですけれども、ふれあいバスの事業費は単独事業でございまして、約1億5,000万円の事業費でございます。これは市の予算額でございますけれども、これについては、今の財政状況ではさらに上積みすることは非常に難しいだろうということと、そういう中で一定程度、例えば所得制限、あるいは利用制限など、そういう一定の制限をかけてこの事業を継続するというのも検討しましたが、最終的な判断としましては、一定の負担をしていただければ上限なく使っていただくという仕組みをいましばらく継続するほうがいいのではないかと結論で、利用者に負担していただくという方向性を決定したわけでございます。

○川畑委員

最後に1点だけ伺いますが、JR券との関係で、ほしみ駅と小樽駅間は350円で、蘭島駅と南小樽駅間も350円ですけれども、蘭島駅まで延長しない理由について、一般質問で答弁は受けたのですが、ちょっと理解ができませんところがありました。

私としては、近い将来、新市立病院が開院されるわけで、そういう点からも利用価値が増えていくのではないかとと思うので、その辺の検討もあわせてしてもらえないものかをお聞きして、質問を終わります。

○（福祉）地域福祉課長

塩谷方面については枚数の制限があります。30枚配っているのですが、蘭島の地区は、バス路線に近い方が多いので、JR券は塩谷地区から南小樽駅としていますけれども、委員がおっしゃいますとおり、新市立病院の開院も将来的に予定されているものでございますので、その辺の生活環境が変わることが想定されますから、委員のおっしゃったように蘭島駅からの方でもJR券を交付することについては、需要の調査等もしなければなりませんけれども、これは事業者側とも話して、市としても必要性については考えていきたいと思っております。

○小貫委員

◎市税条例の一部を改正する条例案について

議案第6号市税条例の一部を改正する条例案について伺います。

年金所得者が賦課期日後に市外に転出した場合の特別徴収についてですが、改正する前の現状がどうなっているのか、説明してください。

○（財政）税務長

年金所得者の賦課期日後の転出の場合ですけれども、現在は公的年金等から個人住民税を特別徴収している方々が転出されますと、私どもから転出された方に納付書を送り、納付書で支払っていただく普通徴収の制度に移行することになっています。

○小貫委員

改正を行った場合に、年金所得者が普通徴収を選択することができるのかどうか説明してください。

○（財政）税務長

地方税法、市税条例の規定によりまして、現在もそうですけれども、改正後も65歳以上で公的年金を受給されている方については年金額が少ない一部の方を除きまして原則として特別徴収の対象ということは変わりございませんので、普通徴収との選択はできない、このようになっております。

○小貫委員

それで、国民健康保険や後期高齢者医療保険についても強制的な特別徴収の制度があって、それが申請によって選択できるようになったと記憶しているのですけれども、これについてそれぞれ説明してください。

○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険料の特別徴収につきましては、法の改正によりまして平成20年4月から原則開始とされております。システム改修などに時間を要する場合につきましては、20年10月まで開始時期が猶予されておりました、小樽市の場合は10月から開始しております。

当初は条件つきで口座振替による納付が認められておりましたけれども、その後、国の基準が見直されまして、21年4月からは市町村の判断によりまして、特別徴収と口座振替の選択制となっております。ただし、納付書による自主納付へは変更できないこととなっております。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度から制度がスタートいたしました。当初、年金からの保険料の天引きが原則でありましたけれども、6月の政府与党の決定を踏まえまして7月に政令を改正し、従前は国保料を2年間確実に納めていた等の一定の要件を満たした加入者につきましては、一番早い人で10月の特別徴収を停止して普通徴収、口座振替による方法を認めたという経過がございます。

また、21年4月からは、これらの要件を撤廃しまして、原則として対象となる加入者につきましては、全ての人におきまして口座振替と年金からの支払を選択できるようになりまして、現在に至っております。

○小貫委員

国保や後期高齢者医療では、いろいろと制度が変わったということです。

次に、株式等及び公社債等にかかわる所得に対する課税の見直しに関連してなのですが、これについても少し詳しく説明してください。

○（財政）税務長

株式等の譲渡所得に対する課税ですけれども、証券取引所に上場されている株と上場されていないその他の株式等の二つに区分いたしまして、それぞれ上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例という二つの特例措置に分けられます。

また、国債や地方債、社債などいわゆる公社債等に対する課税につきましても、上場されました株式等と同様に所得税で15パーセント、住民税で5パーセントということで税率20パーセントの申告分離課税に変更されまして、今回の見直しによりまして、これまで非課税となっていた公社債等の譲渡益については課税対象ということで変更されることになります。

また、これに関連しまして、これまで上場株式等の配当所得と譲渡所得に限定されておりました損益通算が、それ

それぞれの取引の中で利益があったり損失があった場合に、それを合計して最終的にプラスになったかマイナスになったかという形で算出するこの損益通算の範囲につきましても、特定公社債等の利子所得や譲渡所得まで拡大するというような改正になってございます。なお、平成28年1月1日以後に支払を受けるものについて適用されるという、こういう内容でございます。

○小貫委員

時間がないと思ったので幾つかはしりまして、実は結構飛ばしたのですけれども、要は今、税務長から説明があったものというのは、大きなものについては、より損益通算繰越控除が受けられるという中身だと認識したのですけれども、それでよかったのかどうか確認します。

○(財政) 税務長

細かい仕組み、この中身を見ますと、公募のものがあったり私募のものがあったりとかという、そういう細かい部分はございますけれども、大きくは私が今、説明したとおりだというふうに思っております。

○小貫委員

そういったことについては反対なので、あとは討論でやります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

私からは、2点、質問させていただきたいと思います。

◎フッ化物洗口について

まず、フッ化物洗口について質問させていただきます。

一般質問でも聞かせていただいたのですが、答弁の中で、12月4日に校長会でフッ化物洗口についての研修会が行われたということで報告がありました。この内容について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○(教育) 学校教育課長

12月4日の研修会は、歯科医師会から2名の講師を招いて40分ほど時間をかけて行いました。

主な内容といたしましては、まずフッ化物の安全性についてでございます。日本でも新潟県を中心に実はもう40年近い長い歴史がある中で大きな事故はなかったという話や、アメリカでは上水道にフッ化物を混ぜて供給しているといった話を交えながらフッ化物の安全性についての話をしました。また、フッ化物洗口の効果についても、成長期で行うことで一番効果があること、たまたま講師の医師が実際に診察したときに、物すごくかたくて丈夫な歯だということで、どこから来たのというお話をしたら、実は新潟県から引っ越してきたという実例を交えながらフッ化物洗口の効果についてのお話がありました。

最後に、集団で行うことの意義について話がございました。各家庭でそういった歯の健康をやっていく中で、やはり保護者の方の子供の歯の健康への関心度の違いで差が生じることもあると。それを学校という一つの集団の中で行えば、特に意識しなくてもみんなですることになっているということでやると、実はあまり意識しない中でも、そういった効果が将来的に出てくるといった側面の話をして、各校長に対してのそういう話の中で、各校長も一定程度認識が深まったものと考えております。

○酒井委員

非常にわかりやすく説明していただいてありがとうございます。また、この研修会で校長方も一定程度理解が深まったということだったのかなと思います。

フッ化物洗口の質問に対しての答弁の中では、業務分担への懸念などが問題点として挙げられるということだったのですが、この懸念される問題をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

まず、フッ化物洗口の使用薬剤の管理の問題。また、その洗口液を調合するのに当たって誰がやるのかという部分で、学校で教職員が行うのか、それとも学校薬剤師がやるのか、又は薬局で調合してもらうのか、そういった業務分担の問題。また、実際に各クラスや児童・生徒へ分配する際、また容器の洗浄や消毒といった業務を担うことになるといった部分などの懸念があると認識しております。

○酒井委員

一つ目の質問で、校長への研修会と業務分担の懸念という部分を聞きまして、一般質問の答弁では、早期に向けて実施できるよう取り組んでまいりたいと考えていますということでしたけれども、今後の進め方をじっくりでもいいので、例えば今、校長には校長会で研修会を行ったので、次の段階としてはやはり教職員の皆様、若しくは保護者の皆様に向けての研修会なども必要かなと思うのですが、その辺についてはどう認識されていますか。

○（教育）学校教育課長

実際にフッ化物洗口が進まない大きな理由として、やはり教職員や保護者のフッ化物洗口の安全性に対する危惧があると思うのですが、まずそれを払拭する形で、今、委員がおっしゃったように、校長の研修会が終わりました。

次は、やはり養護教諭をはじめとする教職員への研修会を行って、フッ化物の安全性や効果などについて十分説明があるということと同時に、保護者の方への啓発という部分では、ある意味、市民の方への啓発というふう置きかえることもできるかと思っておりますけれども、そういった市民の歯の健康という部分でいけば、教育委員会だけではなくて保健所や歯科医師会、そういった専門分野の方々のお力添えをいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○酒井委員

いろいろ課題があるということを確認させていただいたのですが、ぜひ取り組んでいただけるように進めていただきたいと思っております。また、保健所にもお願いをしておきたいと思っておりますので、これについての答弁は要りませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎2020年東京オリンピックの練習場使用の誘致について

二つ目に、東京オリンピックの際の練習場として、小樽市への誘致について聞きたいと思っております。

陸上競技場やサッカー場という形でいろいろあるかと思っておりますが、まず、小樽市に今ある、国際基準を満たしている施設を聞かせていただきたいと思っております。

○（教育）生涯スポーツ課長

東京オリンピックが決まって、全国の各市町村でもいろいろな合宿の誘致関係で動きがあると思っております。

その中で小樽市の体育施設の部分で答弁させていただきますが、オリンピック、ワールドカップなどの競技を実施するには国際競技規則というものがありまして、種目ごとにそれぞれのルールがございます。その中で練習会場としても、ある程度それに見合うような規模なり設備が整っていなければいけないと考えております。

その中で、小樽市で可能な部分といたしましては、総合体育館が以前にも国際バレーボールの親善大会等を行っておりますので、総合体育館で行うバレーボール、バスケットボール、バドミントンなどの室内球技についてはまず可能かというふうに思います。

また、屋外施設の部分では、委員がおっしゃったように、サッカーや陸上のコート、要は練習ができる競技のコートとしては国際基準に見合う広さを持っていることから、可能でないかというふうに思っております。

○酒井委員

総合体育館、陸上競技場、サッカー競技場ということで、まずこの基準を満たしているのはこの辺かなということだったので、例えば、では練習地として小樽への誘致に向けて何か問題点みたいなものがあるのか、その辺

についてはどうでしょうか。

○(教育)生涯スポーツ課長

誘致に向けての問題点ということですが、やはり合宿や練習等で誘致することになりますと、多くのスタッフも含めた方々が小樽に来ることになると思います。

また、その中で体育施設の設備の部分だけで答えさせていただきますが、御存じのように小樽市の体育施設は、みんな老朽化してきております。その中で、参加選手若しくはスタッフ等を受け入れる際に、競技場の設備の部分といたしまして、まず駐車場の確保の問題や観覧席、当然取り巻きの応援団の対応の観覧席等がないという部分が一つ挙げられます。また、選手、スタッフ等が会議する会議場のスペースなども、やはり現状の施設では不足していると思われま。

また、そういう意味からして、相手方の要望等にもよるとは思いますけれども、私どもの現状の施設の条件と合えば考えていきたいというふうに思っております。

○酒井委員

今、デメリットを聞きましたが、メリットとしては何が考えられるでしょうか。

○(教育)生涯スポーツ課長

オリンピック競技種目、またワールドカップ等につきましては、小樽の競技力向上のため、また新たな競技を目指していく人方、また見るというスポーツ観戦の観点からいたしまして、非常にスポーツ振興にとってはいいものだというふうに考えております。

○酒井委員

先ほど成田委員からもありましたが、やはり一流選手を見るのがまず大事なのかなと思います。それから憧れですとか、そこから自分もやってみようという気持ちが育まれていくのかなというふうに思います。

ちょっと難しいのかなと思ながらも、2020年まで、もう少し時間がありますので、さまざまなことを検討して、また予算がつけられるのであればつけていただいて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

私からは、代表質問で聞き忘れたところを1点質問したいと思っております。

◎全国学力・学習状況調査の結果公表について

まず、全国学力・学習状況調査結果の公表についてであります。新聞等に出ておりました「学テ学校別公表、7割反対」という中で、小樽市教育委員会は賛成ということで、本当に勇気ある御回答をいただきましてありがとうございます。ところが、やはり翌日の新聞などを見ますと「賛成教委も実施難しい」ということで、なかなか現状では、今回教育委員会から御回答があったように、現時点では即そういった公表は難しいという、大体そういうお話なのです。

私の会派も、いたずらにただ公表して競争させて、そしておもしろがっているというわけではないのです。その真意は、この前も言いましたとおり、PTAや保護者に本当によく自覚していただいて、やはり本市教育委員会も言っております家庭教育、そういうことについても真剣に取り組んでいただきたいというところを示唆するために、何とかそれを使えないかなということでもあります。私が代表質問の答弁をいただきました中では、「本市では、今年度初めて教科の調査結果を数値で公表しましたが、これは小樽市の学力の状況を保護者や教職員に正しく認識してもらうことで学力向上に向けた意識の啓発を狙いとしたものであります」と。まさに、こういうことなのです。

ですから、本当に数値をただ出すということではなく、逆にきちんと保護者の方、特に教員や学校長はもちろん、教育委員会は生のデータを持っていらっしゃるの、学校長も持っているし、教員はそれを見ている。けれども、

P T Aの保護者の中には、そのところを実際に取り違えている方もいるし、大したことはないというように問題意識が少ない方もいらっしゃる。そういった中で、家庭で学習をもうちょっと進めてくださいと言ってもなかなか浸透しないのではないかという思いがあるのです。

それで、今回こういった形で正答率を出したことによって、どういったことにつながるかということをもっとお聞きしたいのですがいかがですか。

○（教育）指導室主幹

委員が今おっしゃいましたとおり、今年度、本市としましては本市の結果を数値で公表しました。それは先ほど申したように、やはり地域住民、保護者への説明責任があると。その説明の中身としては、やはり小樽市の各教科における状況と教育施策への説明責任であると思っております。

今後、こういうことを示したことによって、保護者又は教員も含めまして、より一層、学力向上に向けた機運も高まってくると思われましますし、小樽市内統一した学力向上策に向かって取り組んでいけるのではないかというふうに考えております。

○（教育）指導室長

委員が御心配されている家庭に向けた情報発信という部分ですが、実は今年度、先ほど主幹が話しました平均正答率以外に、各学校では必ず自分の学校で自校の結果を公表してくださいという話をしております。これにつきましては、私、今手元にあるのですけれども、各学校の学校日よりであったり、特別のダイジェスト版であったり、これを発行しています。

これは、今まで各学校でばらばらだったのです、その公表自体が。それが、今回もう少しわかりやすくということで、今までは、例えば課題があるだとか、少しいだとか、何か非常に曖昧な表現だったものですから、それを実は5段階の評価で公表するというひな形を示して、10月末までの間に、全校でそれが取り組まれているということで報告を受けています。実際に保護者に示したものが手元にあるのですけれども、例えばある学校では全道よりも下回っていますとか、全国よりも上回っていますとか、これはそれぞれの各教科ということになります。又は、それ以外にも生活の実態調査の部分では、このような点について課題がありますとか、また、このような改善策で臨んでいきますというものが全校で今年度は示したということで、より家庭にはわかりやすい形で取り組んでいるところでございます。

○鈴木委員

そういった形で、進んでいるなという気はいたしますし、公表の仕方ただ数値を出すという意味ではないというふうに私も思っておりますが、ただ、これからは開示を求められますし、なるべくしていかねばいけないと、そういう姿勢はとっていただきたいということです。

もう一点ですが、私の質問でも言いましたけれども、ある意味、風評で、この学校がいいとか、それからこっちがだめだとか、そういう話というのはひとり歩きをするものがあります。そういった中で、例えば小樽全体としては、いろいろな山になっていろいろな成績の方がいらっしゃいます。学校別にいけば、よいのが多い学校があったり、悪いのが多い学校もあったりということですが、学校から出される改善プランを見させていただいているのですけれども、紋切りというか大体同じなのです。確かに基礎はこういうことをやらなければいけないということはあるのですが、やはり学校によって課題が違うわけですから、そういったところも同じようなさりとした文句ではなくて、自分たちはこういう危機感を抱いていますということを、しっかり改善プランの中にも盛り込んでいただきたいと思っておりますけれども、そういう指導についてはどうお考えですか。

○（教育）指導室主幹

学校改善プランにつきましても、昨年度からになります。各学校の実態に合わせてきちんと数値の目標を挙げて、それを掲げてくださいということで指導しているところでございます。

さらに今年度は、学力面と、今、本市の課題でもあります生活面の部分もきちんと数値目標を挙げて、保護者と一体となった学力向上対策をとってそれを示してほしいということで指導しているところでございます。

○鈴木委員

最後になりますけれども、先ほど成田委員も言いましたが、若い方が教育や子育てということで小樽に見切りをつけて出ていくことのないようにしていただきたい。

本当に教育の面は、若い方だけではないのです。特に学歴のある方、極端に言えば医師など、そういう方々がこの小樽の学力に愛想が尽きて、自分の子弟、子供を私立に行かせるということが実際に起こっているわけです。ですから、そういうことでまた人口減につながるようなことがないように、今、本当にずっと小樽はそういうふうに言われ続けておりますので、これを機に本当に変えていただきたいということで、すぐにはできることではないとは思いますが、徐々にそういう方向にあるということを見せていただきたいと思っておりますので、教育長に最後をお願いします。

○教育長

まさに同じような考え方で、私がいろいろなところで言っているのは、小樽の人口減を教育のほうでどうやって食い止めるかということが私の大きな目標の一つでございまして、今年の築校小樽塾の青年会議所との話し合いの中のテーマとして J C と教員が小樽の人口減をとどめるということをテーマにディスカッションをしました。その中で、やはり小樽の教育のレベルを上げないと人口の減少に歯止めがかからないというのが、その全体の統一的な考え方として出てきたということですから、それは最終的に、先ほども学力の公表のことで話していますが、私とすれば、学校ごとの平均点を出すことが必ずしも学力の向上にはつながらないと。保護者にすれば、やはり我が子、自分の子がどのぐらいの成績になっているのか、それを高めるためにはどうしたらいいのかということが一番のテーマでしょうし、また公教育を担う者として、ひとしくどの学校でも一定水準以上の学力を高めていく、これがやはり一番大事なことで、その辺の観点に立って、自分の学校がどういう考え方で、どういう教育をして、その結果がどう現れたかというのは、それぞれの学校が保護者に説明することは絶対に欠かすことのできないことだと、そのような考え方で取り組んでおりますので、今後、平成26年以降の学校教育の進め方としても、公表をどのような方法でやると保護者にとっても子供たちにとっても一番いい方法かということをもう少し時間をかけて検討した後に、改めて公表の仕方について説明したいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○山田委員

◎寄附の概要と使途について

それでは、1点だけ、寄附についてお聞きいたします。

先般、某飲料メーカーから11月29日に9万1,360円という寄附があったとインターネット上でも見かけられました。今回、5回目か6回目になると思います。まず、この経緯について、どのような経緯なのかお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

これは、北海道コカ・コーラボトリング株式会社から平成20年9月に、これは全道でいろいろやっているのですが、例えば防災の自動販売機を各市町村の中に置きまして、その中の売上げの一部を地元の市町村に寄附するというのをコカ・コーラがずっとやっておりまして、平成20年9月に小樽市におきましても自動販売機を置かせてもらって、その中の売上本数に応じた寄附金を小樽市に寄附したいという申出がありまして、協定を結ばせていただいたという経緯がございまして。

○山田委員

今回 5 年目ということで、コカ・コーラからこういう形でいただいたのですが、私もよく自動販売機は使うのですけれども、こういうような防災の自動販売機の寄附がどのように寄附されるということで、本市の業務の流れについてお聞かせ願えますか。

○（建設）まちづくり推進課長

自動販売機としては防災の機能を備えており、上に電光掲示でいろいろ出たり、災害時には中の飲物を小樽市の判断で飲んでいいですよというようになっておりますが、寄附金につきましては、まちづくり推進課でやっております小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に基づいて寄附をいただいているということでございまして、寄附金の受付窓口としてはまちづくり推進課が担当してございます。

○山田委員

今回のこういう形は、ちょっと特別だという認識でよろしいですか。要するに、ほかの小樽市の施設ではこういうような事例はないということよろしいですか。

○（建設）まちづくり推進課長

コカ・コーラのような自動販売機による寄附というのは、市役所別館 1 階にある 1 台だけでございます。

○山田委員

今月、インターネットで見ても、90万円ぐらい今回も寄附があります。平成24年度で構いませんが、寄附の件数をお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

平成24年度でございますけれども、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例に基づく寄附ということで、寄附の件数は152人からいただいております。

○山田委員

こちらの寄附も、数年こういう状況で寄附が続いております。その中でも特に、寄附する方々がこういう事業に使ってほしいという要望や、寄附の中でもこういう市での使われ方、その寄附の流れみたいなところについてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

まちづくり寄附条例の中で事業が六つ指定されておまして、寄附される方はこれにのっとってどの事業に寄附するかという目的を定めて寄附していただいているということでございます。

御紹介いたしますと、一つ目が旧国鉄手宮線の保全及び活用事業、二つ目が小樽文学館及び美術館の整備事業並びにその周辺の整備事業、三つ目が総合博物館の展示鉄道車両の保全事業、四つ目が小樽市公会堂の能楽堂の保全及び整備事業、五つ目が小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づく登録歴史的建造物の保全事業、六つ目がその他市長が認める事業と、こういうことになってございます。

○山田委員

六つあって、その他市長が認めるところの事業ということで承知しております。その中でこういう事業をする場合、前年にこういう査定というか予想をして、こういうような事業がやりたいというように、例えば事業ごとの何か目玉を事前に企画するなど、何かそういうことはされているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

例えばの話ですが、私どもが担当しております歴史的建造物の保全対策に助成をすとか、あるいは建物の説明看板などを設置するというのも毎年続けてございますけれども、これにつきましては毎年寄附金の額の状況などを見ながら、前の年に次年度の予算要求の資料をつくって、庁内でもんで事業化しています。これは計画的に進めているという状況でございまして、総合博物館等の鉄道車両などにつきましても同様だというふうに認識してござ

います。

○山田委員

なぜ今回、寄附の話をするかということ、先ほど山口委員も言うておりましたが、やはり小樽に対する愛着があり、小樽に対してこのような思いがある、そのような思いがこういう寄附行為につながっていると思います。

では、その寄附した人方に、その後どういふふうに使われたのか、また次年度でもこういう企画があるかどうか、そういう小樽市からのお知らせみたいな行動はされているのか、その点についてお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

前年度どういふふうにお金を使ったかということでございますけれども、寄附をしてくださった方には、次の年度に、前の年に何をやったかということを一枚のはがき、季節の便りと一緒に写真つきで送り、お知らせをさせていただきます。

詳しく言えば、小樽市のホームページに前年あるいは前々年にやった事業を写真入りで掲示しております、そういったことで紹介しているということでございます。

○山田委員

私もこの寄附に関連しては、前に、ふるさとへの寄附で何か小樽の特産がつかないかというようなちょっと無理な相談をしたこともございます。

最後に、なぜこのような寄附が小樽市に集まってくるのか、そういう思いを市長から小樽市民、また全国に向けて、ある程度寄附いただいた方にもう一度呼びかけて、できればこの小樽の歴史的な遺産を保全するためにも頑張っていたきたいと思うのですが、その点最後に一言だけ市長にお願いしたいと思います。

○市長

本当に小樽を思っていて、小樽に寄附をいただいている皆さんには、まず私が自筆で、ネームだけでも、お礼の手紙を必ず出しております。

それと、ずっと見ていますと、やはり寄附をいただける方というのは毎年いただいているのです。今年初めてという人は、それは中にはいらっしゃるでしょうけれども、毎年こういうふうの小樽を思っていて御寄附をいただいているわけですから、そういう皆さんに私はいつも感謝を申し上げております。

また、今、小樽市が抱えている大きな問題の中の財政という問題の中で言うと、あれもしたい、これもしたいと思っても、なかなか財政的に厳しくできないことがありますけれども、そういうふうにして小樽を思っていて御寄附をいただける皆さんには、せっかくのそのお気持ちを大事に、これからも小樽のために使わせていただきたいと思っておりますし、できるならば、これからも継続して小樽を支援していただきたいという思いでいつも礼状を書いているところでございます。

今後ともそういう方には御支援を続けていただきたいという、そういう思いで私はいるところであります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 32 分

再開 午後 3 時 50 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 6 号、第 8 号、第 9 号及び第 11 号ないし第 16 号については、否決を主張して討論を行います。

最初に、議案第 6 号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてです。

理由の第 1 は、年金者が賦課期日後に市外に転出した場合においても特別徴収を継続することです。本来、年金の特別徴収は強制ではなく、各人の希望で普通徴収に変更できるようにすることが必要だからです。

理由の第 2 は、現行の上場株式等の配当・譲渡所得に対する損益通算特例を債券、公社債等の利子益、譲渡所得にも拡大することは、多くの金融資産を保有する資産家ほど税制面での恩恵を受けるものです。資産家、富裕層への優遇策の拡大となるからです。

次に、議案第 8 号小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案、議案第 9 号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第 11 号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案、議案第 12 号小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案、議案第 13 号小樽市入港料条例の一部を改正する条例案、議案第 14 号小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案、議案第 15 号小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案及び議案第 16 号小樽市下水道条例の一部を改正する条例案についてです。

いずれの条例案も、消費税の税率引上げに伴い変更するものです。

日本共産党は、市民生活に直結するこれらの料金や使用料については消費税への転嫁を撤回するように求めてきました。しかも物価の上昇や年金の削減、年少扶養控除の廃止など、市民生活が苦しさを増す中、消費税の増税負担は厳しいものがあります。市民生活を応援するためにも、せめて来年度からの消費税増税分の転嫁を行わないように求めるものです。

委員各位の賛同をお願いしまして討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 6 号、第 8 号、第 9 号及び第 11 号ないし第 16 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも山田副委員長はじめ委員各位と、市長はじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くせませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。